

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則【総務企画局総務部文書課】 2281

◇ 告 示

- 北九州市中小企業融資制度要綱の一部を改正する告示【産業経済局産業振興部中小企業振興課】 2282

◇ 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（2件）【契約室契約課】 2283
- 特定調達契約の落札者の決定【契約室契約課】 2293
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（2件）【市民文化スポーツ局市民部市民活動推進課】 2294
- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局観光にぎわい部商業振興課】 2296
- 大規模小売店舗の廃止の届出【産業経済局観光にぎわい部商業振興課】 2298

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則

生活保護法の一部改正に伴い、就労自立給付金の支給に関する事務等を福祉事務所長に委任することにしました。

この規則は、平成26年7月1日から施行することにしました。

北九州市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する

平成26年6月27日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第37号

北九州市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則

北九州市福祉事務所長事務委任規則（昭和38年北九州市規則第30号）の一部を次のように改正する。

本則各号列記以外の部分中「第19条第4項」の次に「及び第55条の4第2項」を加え、「及び」を「並びに」に改め、本則第6号中「第28条」を「第28条第1項」に、「要保護者に関する」を「報告の徴収、」に改め、「並びに申請の却下又は保護の変更、停止若しくは廃止」を削り、本則中第84号を第89号とし、第14号から第83号までを5号ずつ繰り下げ、第13号を第17号とし、同号の次に次の1号を加える。

（18） 生活保護法第78条の2第1項及び第2項に規定する徴収金の徴収に関すること。

本則中第12号を第16号とし、第9号から第11号までを4号ずつ繰り下げ、第8号を第10号とし、同号の次に次の2号を加える。

（11） 生活保護法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給に関すること。

（12） 生活保護法第55条の5に規定する報告の徴収に関すること。

本則第7号中「第37条」を「第37条の2」に改め、同号を本則第9号とし、本則第6号の次に次の2号を加える。

（7） 生活保護法第28条第2項に規定する報告の徴収に関すること。

（8） 生活保護法第28条第5項に規定する申請の却下並びに保護の変更、停止及び廃止に関すること。

付 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。ただし、本則第7号の改正規定は、公布の日から施行する。

北九州市告示第 3 3 3 号

北九州市中小企業融資制度要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 2 6 年 6 月 2 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市中小企業融資制度要綱の一部を改正する告示

北九州市中小企業融資制度要綱（昭和 4 4 年北九州市告示第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 1 号中「又はイ」を「からウまで」に改め、同号に次のように加える。

ウ 産業競争力強化法（平成 2 5 年法律第 9 8 号）第 2 条第 2 3 項第 1 号に規定する認定特定創業支援事業による支援を受けたことの証明を受けた者で 6 月以内に市内で新たに新規事業者として事業を開始しようとするもの

付 則

この告示は、平成 2 6 年 7 月 1 日から施行する。

北九州市公告第499号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年6月27日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 購入品目及び予定数量

白灯油 3万リットル

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期間 平成26年8月1日から同月31日まで

(4) 納入場所

ア 北九州市門司区新門司三丁目79番地 新門司工場

イ 北九州市小倉北区西港町96番地の2 日明工場

ウ 北九州市八幡西区夕原町2番1号 皇后崎工場

(5) 今後購入が予定される数量及び入札公告時期

ア 2万9,000リットル 平成26年7月頃

イ 3万9,000リットル 平成26年8月頃

ウ 3万7,000リットル 平成26年9月頃

エ 2万3,000リットル 平成26年10月頃

オ 1万8,000リットル 平成26年11月頃

カ 2万7,000リットル 平成26年12月頃

キ 2万7,000リットル 平成27年1月頃

(6) 最初の契約に係る入札公告日 平成26年2月12日

(7) 入札方法 1リットル当たりの価格により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

- (1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、紙入札による参加ができるものとする。
- (2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。
- (3) 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札に変更する場合がある。
- (4) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、北九州市電子入札運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市契約室管理課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成26年7月11日までに競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市契約室契約課

イ 日時 公告の日から平成26年7月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交

付する。

(3) 入札説明会 入札説明会は行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体で提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

公告の日から平成26年7月11日まで（日曜日及び土曜日を除く。

）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

公告の日から平成26年7月11日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

平成26年7月22日から同月24日までの毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月25日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に平成26年7月24日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 平成26年7月25日午後2時10分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

- ア 言語 日本語
イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。
ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。
ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市契約室契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区域内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

- (1) Product and Quantity
Purchase of White Kerosene
Forecasted Quantity: 30,000 ℓ
- (2) Deadline for the submission of tender
For tenders via the electronic bidding system :
2:00p.m., July 25, 2014
For tenders submitted by mail :

5:00p.m., July 24, 2014

(3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Office, City of Kitakyushu

北九州市公告第500号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年6月27日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 購入品目及び予定数量

A重油 3万9,500リットル

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期間 平成26年8月1日から同月31日まで

(4) 納入場所

ア 北九州市戸畑区北鳥旗町11番1号 渡船事業所
くき丸及び第十八わかと丸

イ 北九州市小倉北区浅野二丁目地先（藍島～小倉航路小倉栈橋）
こくら丸又は代船

(5) 今後購入が予定される数量及び入札公告時期

ア 3万1,800リットル 平成26年7月頃

イ 3万2,200リットル 平成26年8月頃

ウ 3万2,300リットル 平成26年9月頃

エ 3万5,900リットル 平成26年10月頃

オ 3万1,600リットル 平成26年11月頃

カ 3万2,900リットル 平成26年12月頃

キ 3万8,200リットル 平成27年1月頃

(6) 最初の契約に係る入札公告日 平成26年2月12日

(7) 入札方法 1リットル当たりの価格により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

- (1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、紙入札による参加ができるものとする。
- (2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。
- (3) 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札に変更する場合がある。
- (4) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、北九州市電子入札運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市契約室管理課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成26年7月11日までに競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市契約室契約課

イ 日時 公告の日から平成26年7月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会は行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体で提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

公告の日から平成26年7月11日まで（日曜日及び土曜日を除く。

）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

公告の日から平成26年7月11日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

平成26年7月22日から同月24日までの毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月25日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に平成26年7月24日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 平成26年7月25日午後2時10分

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
ア 言語 日本語
イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。
ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。
ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市契約室契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

- (1) Product and Quantity
Purchase of Bunker A
Forecasted Quantity: 39,500 ℓ
- (2) Deadline for the submission of tender
For tenders via the electronic bidding system :
2:00p.m., July 25, 2014

For tenders submitted by mail :

5:00p.m. , July 24, 2014

- (3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Office, City of Kitakyushu

北九州市公告第501号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年6月27日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量
消防艇建造 1隻
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市契約室契約課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年6月3日
- 4 落札者の名称及び住所
ツネイシクラフト&ファシリティーズ株式会社
広島県尾道市浦崎町1471番地8
- 5 落札金額
2億5,650万円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成26年4月23日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第503号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年6月27日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請のあった年月日

平成26年5月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人日本いやしろ協会

(2) 代表者の氏名

横尾尚登

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市八幡西区永犬丸南町一丁目14番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く市民に対して、酸化抑制を通じた鮮度保持の促進等、食文化における物質の変成、技術の啓蒙および、環境浄化に関する事業を行い、市民の心と体の安定を実現し、安心して暮らせる環境作りに寄与することを目的とする。

北九州市公告第504号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年6月27日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請のあった年月日

平成26年6月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人門司まちづくり21世紀の会

(2) 代表者の氏名

石原政章

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市門司区西海岸一丁目6番2号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、まちづくりの推進に関して、市民自らが語り合い、学び合い、考え、活動し、行政・企業と協働して、活力ある門司の実現のために寄与することを目的とする。

北九州市公告第506号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成26年6月27日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

メイト黒崎

北九州市八幡西区黒崎一丁目1番1号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社 メイト黒崎

北九州市八幡西区黒崎一丁目1番1号

代表取締役 石川 栄敏

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

ア 変更前

株式会社 メイト黒崎 代表取締役 伊藤信一

イ 変更後

株式会社 メイト黒崎 代表取締役 石川栄敏

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社 井筒屋

代表取締役社長 影山英雄

ほか56者

イ 変更後

株式会社 井筒屋

代表取締役社長 影山英雄

ほか56者

4 変更の年月日

(1) 平成26年5月15日

(2) 平成26年6月9日

5 変更する理由

営業政策上の理由による

6 届出年月日

平成26年6月16日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

北九州市産業経済局観光にぎわい部商業振興課

(2) 北九州市八幡西区三丁目1番5号

北九州市八幡西区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成26年6月27日から同年10月26日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成26年10月26日までに北九州市産業経済局観光にぎわい部商業振興課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第507号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年6月27日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
北九州市若松区宮前町1番3号
スーパー大栄小石店
- 2 大規模小売店舗の設置者
株式会社スーパー大栄
北九州市八幡西区中須一丁目1番7号
代表取締役 中山 勝彦
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,212平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる
日
平成26年4月30日
- 6 変更する理由
店舗解体のため
- 7 届出年月日
平成26年6月19日